

【地震・津波対策編】

第Ⅶ編 地震・津波災害復旧・復興計画

## 第Ⅶ編 地震・津波災害復旧・復興計画

### 第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興の基本方針

□各課

#### 【基本方針】

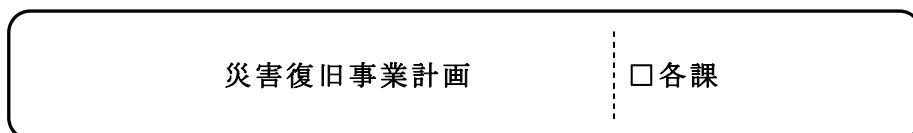
風水害は、本編で述べる地震・津波災害への対応とは異なり、気象観測や解析・予測技術の発達や情報通信機器の高度化などにより、ある程度は市へ迫る災害に対する備えが可能である。これに対し、地震・津波災害は阪神淡路大震災や東日本大震災の災害態様にみられるように、現在の科学技術では地震や津波発生の完全な予知・予測が困難なため、突然の大地震や津波による災害発生時には、平常時に備えている地域防災力を十分に発揮するいとまがなく、地域の広い範囲で大きなダメージと多大な人命や住民の財産を失うことが予想される。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建と地域社会の再構築である。そのため市は被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、国や県等の関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す。更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すことについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

## 第2章 災害復旧事業の推進

### 第1節 災害復旧事業計画



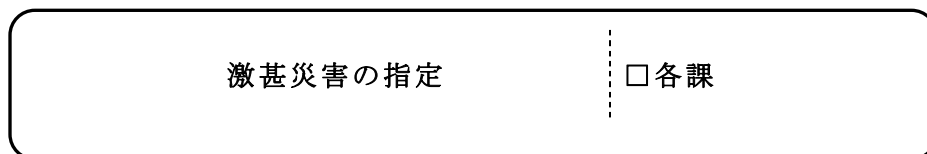
#### 【基本方針】

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図るとともに、県等が実施する事業等に関して市は積極的に協力する。

地震・津波災害復旧・復興対策における復旧事業計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第2章第1節「災害復旧事業計画」に準ずる。

## 第2節 激甚災害の指定



### 【基本方針】

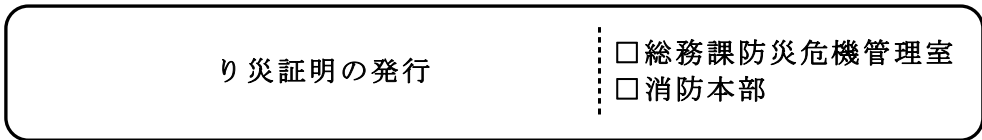
激甚法は、激甚災害が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることとする。

地震・津波災害復旧・復興対策における激甚災害指定は、一般災害対策：第Ⅳ編第2章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

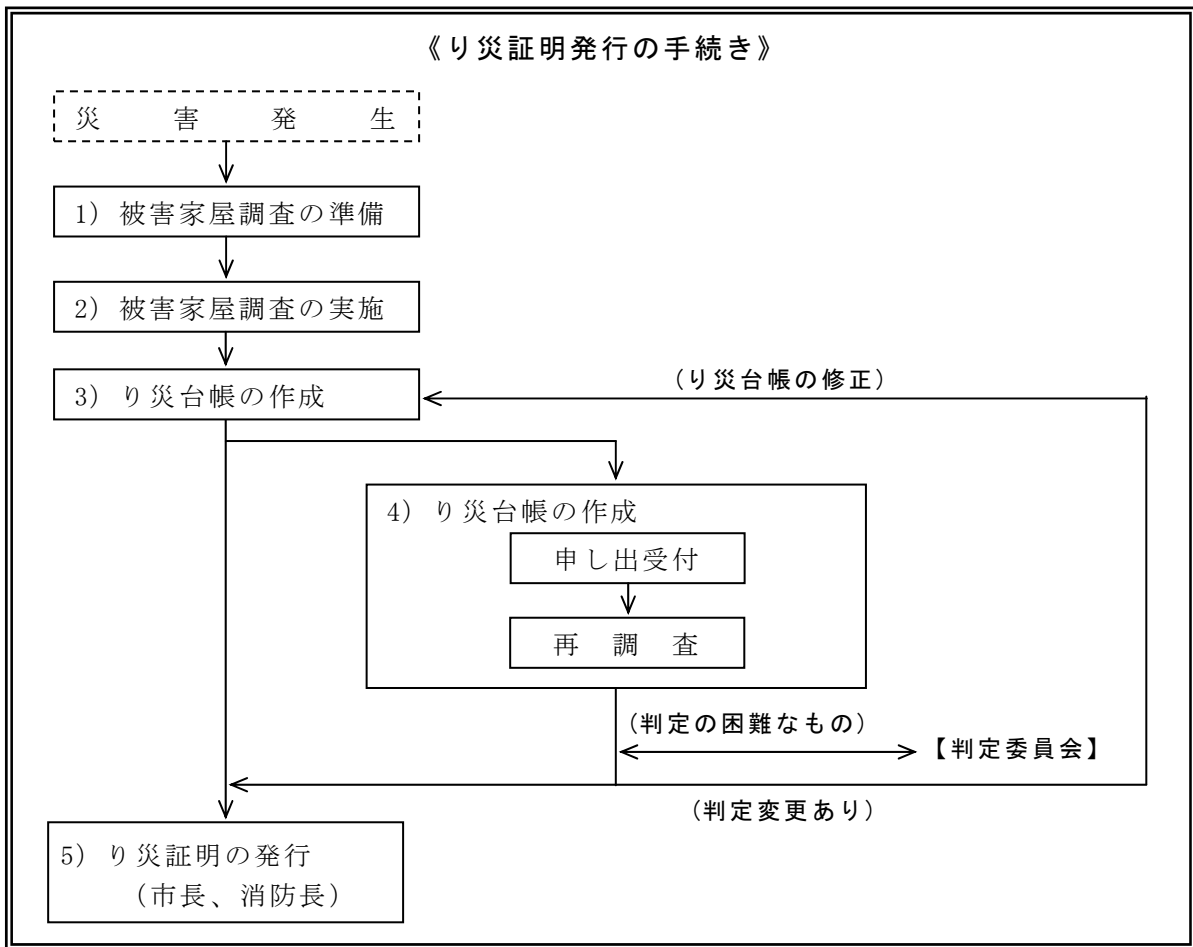
## 第3章 被災者等の生活再建等の支援

### 第1節 り災証明の発行



#### 【基本方針】

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。このため、市は被災者の応急的な救済を迅速に行い、早期の地域の復旧と地域社会の安定に資するために、被災者からの問い合わせや相談に対して真摯に向き合い、り災証明の発行について、公平かつ遅滞なくその対応を行うものとする。



地震・津波災害復旧・復興対策におけるり災証明発行の手続き等は、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第1節「り災証明の発行」に準ずる。

## 第2節 民生安定計画

民生安定計画

- 総務課防災危機管理室
- 企業立地課       地域福祉課
- 人権政策課       税務課
- 各課

### 【基本方針】

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が一時的な混乱に陥る可能性がある。こうした混乱を解消し、速やかな災害復旧・復興を図るため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、民生安定のために以下の緊急措置を講ずるものとする。

- 1) 生活相談（担当：総務課防災危機管理室、各課）
- 2) 女性のための相談（担当：人権政策課、各課）
- 3) 雇用機会の確保（担当：企業立地課）
- 4) 義援金品の受付及び配分等（担当：地域福祉課）
- 5) 災害弔慰金等の支給（担当：地域福祉課）
- 6) 生活資金の確保（担当：地域福祉課）
- 7) 租税の徴収猶予、減免等（担当：税務課）
- 8) 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発（担当：人権政策課、各課）

地震・津波災害復旧・復興対策における民政安定計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第2節「民生安定計画」に準ずる。

### 第3節 郵便事業特例措置

郵便事業特例措置

□日本郵便株式会社

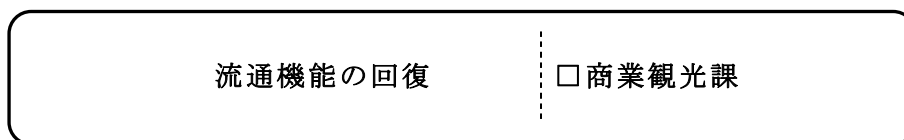
災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は災害の態様及び公衆の被災状況等の被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。市は、日本郵便株式会社が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、市民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

地震・津波災害復旧・復興対策における郵便事業の特例措置は、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第3節「郵便事業特例措置」に準ずる。





## 第2節 流通機能の回復



### 【基本方針】

本市は北九州市とともに福岡県北部地域における重要な交通結節点を形成しており、市域の被災は本市のみにとどまらず周辺地域に大きな影響を与えることが予想される。

東日本大震災でもサプライチェーン（物流や製品供給網）の寸断が被災地域外における経済活動に対して多大な影響を及ぼした。

このため、市は早期に市域における流通機能の回復を図り、被災者の生活の安定の確保と、経済の復興の促進に努める。

地震・津波災害復旧・復興対策における流通機能の回復計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第4章第2節「流通機能の回復」に準ずる。

## 第5章 復興計画

復興計画

□総務課防災危機管理室

### 【基本方針】

東日本大震災は東日本地域に甚大な被災跡を残し、復興庁をはじめとする国や都道府県が全力を挙げ、地域とともに復興を推進している。このような大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市、県及び国等の関係機関は、緊密な連携を図りながら、災害の再発生防止とより快適な生活環境の向上を目指し、住民の安全・安心と環境保全等にも配慮した災害に強い防災まちづくりを実施する。

なお、市は復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等の支援法制度を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

地震・津波災害復旧・復興対策における復興計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第5章「復興計画」に準ずる。